

監修者まえがき

◆◆◆◆◆

2018年4月に公認心理師養成がスタートした。養成のメインルートは、「4年制大学において省令で定める科目を履修」の上、「大学院において省令で定める科目を履修」となっている。大学では25科目が設定され、大学院では10科目が設定されている。

公認心理師の定義では、「『公認心理師』とは、第28条の登録（監修者注：公認心理師登録簿への登録）を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう」（公認心理師法第2条）と述べられた後に4つの業務が示されている。この定義を踏まえて、大学院の科目は次のように構成されている。大きくは講義科目（9科目）と実習科目（1科目）に分けられる。講義科目は、「保健医療、福祉、教育その他の分野」に関する科目（5科目）と「心理学に関する専門的知識及び技術」に関する科目（4科目）である。

この「公認心理師分野別テキスト」では、「保健医療、福祉、教育その他の分野」に関する科目（5科目）を扱う。心理支援の分野としては、一般的に5分野が想定されており、それに対応した科目が配置されている。つまり、①保健医療分野：保健医療分野に関する理論と支援の展開、②福祉分野：福祉分野に関する理論と支援の展開、③教育分野：教育分野に関する理論と支援の展開、④司法・犯罪分野：司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開、⑤産業・労働分野：産業・労働分野に関する理論と支援の展開である。本テキストでは、分野ごとに1巻ずつを当て、その分野の概要、関係法規、業務、実践等を解説している。

公認心理師カリキュラム等検討会の報告書では、特定の分野において

求められるものの例が示されている。その中からいくつかを抜粋しよう。

医療分野 心理検査や心理療法（集団療法、認知行動療法を含む）等、心理職の立場からの技術提供が求められる。

保健分野 乳幼児健診等の母子保健事業における母性や乳幼児への心理に関する援助、認知症が疑われる高齢者への支援等、幅広い技能が求められる。

教育分野 スクールカウンセラー等として、児童生徒、保護者及び教職員に対する相談・援助等を行うことにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止、早期発見、事後対応、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する心理検査や支援、学校への助言等の必要な対応等を行うことが求められる。

福祉分野 児童福祉施設（障害児施設・保育所を含む）等においては、子どもの発達に関する知識や各種心理検査等の技術をもって、子どもの状態、家族像、今の問題点等を包括的に理解・評価することが求められる。

司法・犯罪分野 犯罪や非行をした者について、犯罪や非行に至る原因や心理の分析、再犯・再非行のリスク評価、矯正・更生のための指導・助言、処遇プログラムの提供等を行う。

産業・労働分野 労働者に対する相談援助や研修等を行う。また、メンタルヘルス対策の活動を行うことで労働環境の改善や労働者のパフォーマンスの向上に役立てる。

公認心理師はいわゆる汎用資格なので、特定の分野だけしかわからないというわけにはいかない。将来的には特定の分野で仕事をしていくにしても、まずはすべての分野について学ぶことが必要かつ有益である。視野を広く持ち、適切にリファーするためにも、すべての分野について積極的に学んでいかれるよう願う。

2018年10月
野島一彦

編者まえがき

第2巻『福祉分野』では、福祉分野において、公認心理師が身につけておくべき法や制度、基本となる知識、実際に福祉の現場で出会う可能性の高い事例に対する考え方、対応方法などについて知ることができる。

福祉分野は、出産前の妊娠婦から乳幼児、高齢者まで、その対象は非常に幅広い。支援の法や制度の内容も、生活困窮者のための生活保護、子どもの健全な育成と保護のための児童福祉、身体的・精神的障害のある人のための障害者福祉、女性福祉、高齢者福祉等多様な領域できめ細かに展開されている。

これらの法制度の中には、児童福祉や障害者福祉、婦人保護など、法の中に心理職の業務が定められているものもあるが、多くは、長年にわたる心理職の地道な努力の積み重ねの中で、心理支援が対象者の心の回復に役立つことが社会的に認められ、意義が理解されることによって広がりを見せてきたものといえる。

福祉制度の対象者は、なんらかの形で支援がなければ、人権の侵害が起きてしまう危険を抱えている。しかしその支援は、あくまでも対象者自らが、自分の意思で行動できるように支えるものでなければならない。そのために、対象者に寄り添い、意思や力を理解し、尊重し、他職種とも連携しながら法と制度を活用していくことになる。公認心理師は、配属されている勤務先がどのような法律のもとに運営されているのか、自らの支援の根拠は何かをきちんと知っておかなければならない。このことが対象者を守ることにもなり、心理職の信頼感の源にもなる。

社会では少子高齢化の急速な進展、児童虐待の増加という深刻な事態が続いている。

福祉分野における支援は決して簡単なものではない。支援が必要な人の多くは、重複した被害を受けており、経済的困窮と、精神疾患を合わせもっていたり、子どもを虐待する親自身が虐待を受けて育ち、協力者がいない中での孤立した子育てに悩んでいる場合も少なくない。支援を受けた経験がないと、困っていても援助を要請すること自体が難しい場合もあり、こちらの支援を拒否されることもある。まずは信頼感の形成から始めなければならず、支援には時間がかかる。成果を実感できないこともある。

公認心理師に求められる課題はますます複雑で困難になっていくとともに、さらに多くの領域での支援が期待されていくと思われる。しかし、援助を求めている人の役に立つことは困難であってもやりがいのある仕事であることは間違いない。

この巻の執筆者は、皆それぞれの現場で、長く勤務し、実績を積んできた臨床家である。支援のポイント、学ぶべき知識は十分な経験に基づいて記述されている。

多くの法制度を知るとともに、多くの事例に関心をもっていただき、福祉分野で働く仲間に加わってともに歩んでいただけたら幸いである。

2018年10月

片岡玲子・米田弘枝

目 次

監修者まえがき iii

編者まえがき v

序 章 公認心理師とは

1. 公認心理師法の成立と公認心理師の業務	4
①公認心理師法の成立	4
②公認心理師の業務	5
2. 公認心理師の法的義務	6
①信用失墜行為の禁止	6
②秘密保持義務	6
③連携等	7
④資質向上の責務	8
3. 安全確保と情報共有	9
①安全確保	9
②情報共有	11

第Ⅰ部 理論の展開

第1章 福祉分野の概要

1. 特徴と留意点	18
2. 制度と法規	20
①児童の福祉	20

①領域と施設	20
②児童虐待への対応——早期発見と介入／発生予防	25
③公認心理師の位置づけ	26
④基本の法律——児童福祉法	27
⑤関連する法——児童虐待防止法／民法／児童の権利に関する条約他	28
②障害児・者の福祉	30
①領域と専門家	30
②発達障害への対応	35
③公認心理師の位置づけ	36
④基本の法律——障害者基本法	37
⑤関連する法・制度	37
③高齢者の福祉	40
①領域と専門家——高齢者の生活施設／地域包括支援センター	40
②認知症への対応	43
③公認心理師の位置づけ	45
④基本の法律	46
⑤関連する法・制度	49

第Ⅱ部 支援の展開

第3章 福祉分野の実践——事例スーパービジョン

- 事例① 発達障害／ペアレン特レーニング——ペアレン特レーニングに参加し問題への対応を学んだ保護者 68
- 事例② 子どもの虐待——父からの身体的虐待を訴え、帰宅を拒否した小5女児 72
- 事例③ スクールカウンセラーと家庭福祉——他児や担任に暴言暴力を振るうひとり親家庭の子ども 76
- 事例④ 社会的養護——母親からの虐待により児童養護施設へ入所している女児 80
- 事例⑤ 里親支援——要保護児童との交流を開始した養育里親 84
- 事例⑥ ひろば・児童館——ひろば利用をとおした子育て親子の支援 88
- 事例⑦ 子ども家庭支援センター・母子生活支援施設——「子育てがつらい」と電話をしてきた母親 92
- 事例⑧ 精神障害と地域——精神障害者の地域生活を多職種連携で支える 96
- 事例⑨ 高齢者・介護——特別養護老人ホームでの高齢者との関わり 100
- 事例⑩ 司法と再犯防止——非行による少年院送致 104

第2章 福祉分野の業務

1. 広がる職域	54
①被害者支援	54
①DV(domestic violence)被害者支援	54
②女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)	55
③犯罪被害者支援	55
④災害支援	56
⑤PTSD	56
②地域福祉の展開	57
2. 職域間の連携	61
①多職種連携	61
②多機関連携	63

第4章 福祉分野の現場——こんなときどうする? Q&A

- Q&A① 子どもの成長と発達障害 110
- Q&A② 発達相談室でのプレイセラピー 111
- Q&A③ 保護者の来談動機づけ 112
- Q&A④ 発達検査のフィードバック 113
- Q&A⑤ ペアレン特レーニングが有効な子どもの年齢 114
- Q&A⑥ 保護者の過剰な希望と対応の限界 115
- Q&A⑦ 虐待と個人情報 116
- Q&A⑧ DV被害が疑われるとき 117
- Q&A⑨ DV被害者からの相談 118
- Q&A⑩ 高校生の妊娠 119
- Q&A⑪ 虐待通報の判断 120
- Q&A⑫ 児童養護施設で働く心理職として必要な知識と技能 121
- Q&A⑬ 里親家庭での身体的暴力が判明したとき 122
- Q&A⑭ スクールカウンセラーへの里親家庭からの相談 123

- Q&A 15 養子縁組里親からの真実告知の相談 124
 Q&A 16 放課後児童クラブの子どもが性的虐待を疑わせる話をした場合の対応 125
 Q&A 17 子ども家庭支援センターの子育て相談 126
 Q&A 18 外国人の保護者 127
 Q&A 19 夫婦・家族の不和と相談 128
 Q&A 20 ひきこもり訪問相談 129
 Q&A 21 地域で自殺を防ぐために 130
 Q&A 22 認知症高齢者の介護 131
 Q&A 23 高齢者の犯罪 132
 Q&A 24 公認心理師の研鑽の必要性 133
 Q&A 25 他職種へのコンサルテーションのときに注意すること 134
 Q&A 26 枠組みのない福祉環境で心理職ができること 135



終 章 福祉分野で学ぶこと

1. 福祉分野での職務 138
 ① 福祉分野で働くということ 138
 ② 専門的知識と技術の意味 139
2. 福祉分野の現場と発信 140
 ① 現場と事例から学ぶ 140
 ② 現場から発信する 141
 ③ 地域での知恵の共有と行政への提案 142

引用・参考文献 144

索引 147

1. 公認心理師法の成立と公認心理師の業務

① 公認心理師法の成立

わが国の心理学は、1890年に元良勇次郎が帝国大学教授に就任したことに始まる。1920年頃から心理検査（知能テストなど）の作成と実施が行われている。1920年頃に森田療法が創始され、1932年には古澤平作がフロイト（Freud, S.）のもとに留学し、精神分析家の資格を得ている。

第二次世界大戦後（1945年後）に、わが国の臨床心理学が誕生し、1964年には日本臨床心理学会が創立された。そして心理職の国家資格化が議論されたが、先に進まず、資格推進派の人たちはこの会を脱会した。

その後、1982年に資格推進派の人たちが中心となり、日本心理臨床学会が設立された。心理職の国家資格化を目指したが、その実現は難しく、この学会が中心となり1988年に国家資格への一階梯として民間資格である臨床心理士（修士修了者）を認定する日本臨床心理士資格認定協会が作られ、臨床心理士の認定が開始された（2018年4月現在、34,504人を認定している）。

その後も心理職関係者の国家資格化への運動は続いた。2005年には医療団体が学部卒の医療心理師という資格、臨床心理団体は臨床心理士をモデルとした資格を作ろうという動きが活発化し、いわゆる二資格一法案の骨子案ができたが、国会解散もあり、頓挫することになった。

2011年には医療団体、臨床心理団体、心理学団体の3団体が「心理職者に国家資格を」と題する3団体要望書を取りまとめ、約700人の国会議員に届けた。それを契機に法制化の動きが加速化した。2012年には自民党の「心理職の国家資格化を推進する議員連盟」が立ち上げられた。2014年6月には公認心理師法案が国会に提出された。しかし、衆議院解散のため廃案となった。その後、2015年7月に法案の再提出が行われ、同年9月に国会で制定され、公布された。そして2017年9月に施行さ

れ、養成が2018年4月よりスタートし、経過措置による第1回の国家試験が同年9月に実施された。

② 公認心理師の業務

公認心理師法制定の目的は、「公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする」となっている（公認心理師法第1条）。そして公認心理師の業務については次のように定義されている（第2条）。

公認心理師とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析。
- ②心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助。
- ③心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助。
- ④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供。

ちなみに公認心理師は、医師や看護師の資格のような業務独占の資格ではなく、名称独占の資格である。公認心理師法第44条で名称の使用制限が次のように記載されている。「公認心理師でない者は、公認心理師という名称を用いてはならない。2 前項に規定するもののほか、公認心理師でない者は、その名称中に心理師という名称を用いてはならない」。これに違反した場合は「30万円以下の罰金に処する」となっている。

1. 特徴と留意点

人は生きていくうちに様々な体験をする。その体験は人によって違うのだが、共通していえることは、予期せぬ困難な状況に出会ったり、思いがけずつらい場面に陥ったり、病気や障害にみまわれるなど自分だけでは解決できない課題に遭遇し、助けを必要とする状態になる可能性は誰にでもある、ということである。一方、楽しく、幸せな想いや豊かな心の充実感を味わうこともある。生活の場面では経済的な困難や、親子、夫婦、家族間の人間関係、職場や学校、地域での暮らしに関わる悩みをもつこともあるかもしれない。福祉分野の理論と支援とは、このような人々の生活と心に近いところで心理学の知見や技術を活かし、人々の生活を豊かにする支援を目指すものといえよう。

「福祉」ということばは、「しあわせ」というほどの意味である。語源は中国の漢の時代の書物にある「天の授ける極みなき齢を全うして喜びに預かること」というのが通説という（農野, 2005）。高齢社会となり、一人ひとりの人生が世界一長くなった長寿社会でもあるわが国の状況を考えると、まさに当を得たことばではないかと思われる。

「福祉」は英語のウェルフェア (welfare) の訳とされていたが、この言葉は恩恵的、保護的な意味が含まれるということで、近年ではウェルビーイング (well-being) という語が使われるようになった。ここには、個人の人権を尊重し、個人を権利の主体として認め、人々の自己実現をはかることを福祉の場でも保障していくこうという考えが込められている。社会福祉は総量だけではなく、個人の福祉が社会の中でいかに保障されるかが大事なのである。

わが国で福祉に関する法的な整備が始まったのは、1945年の第二次世界大戦終結後、日本国憲法第13条の幸福追求権と第25条（生存権）で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、

すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とされてからである。

親を亡くした戦災孤児の保護や食べるものにも困窮する生活状況のなかで、児童福祉法（1947年）、生活保護法（1946年）、戦争による傷痍軍人（戦傷病者）に対応する身体障害者福祉法（1949年）などが制定された。やがて日本経済の発展とともに社会福祉施策が広がり、知的障害者（1960年）、高齢者（1963年）、母子（1964年）などの対象者別の法制度ができ、国民健康保険法（1958年）、国民年金法（1959年）などの社会保障制度も充実していった。その後、1970年代からの景気の低迷や急速に加速しつつある少子高齢社会を踏まえ、社会福祉の見直しが進められ、介護保険法（1997年）の制定や社会福祉法などの改正が行われた。

一方、国連で採択された児童の権利に関する条約（子どもの権利条約、1989年）、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約、2006年）の理念を取り入れて、児童福祉法の大改正（2016年）があり、障害者自立支援法（2005年）を経て障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法、2012年）となった。精神障害者の福祉もその中に組み込まれた。

児童福祉や障害者福祉の分野では心理職がかなり早くから活用されてきた。今後はその他の分野でも公認心理師の活用が期待される。心理職は他職種と連携しつつ、一人ひとりの主体性を大切に心理支援を提供することが求められている。「社会的弱者」ということばがあるが、人を「弱者」にしてはならない。本書ではまず基本となる社会制度やシステムについて理解したうえで、福祉現場での経験豊かな筆者らによる多くの事例を通じ、様々な領域について理解していただければ幸いである。

1. 広がる職域

① 被害者支援

① DV(domestic violence)被害者支援

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法、2001年成立、2013年題名改正)では、その前文で、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった」とし、「暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る」と記されている。暴力は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった(IPV:intimate partner violence、親密なパートナーからの暴力)。

DV防止法は、配偶者から身体的暴力を受けている者を発見した者は配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこと、医療関係者は、通報に当たり本人の意思を尊重するよう努めると共に、情報提供に努めなければならないことを定めている。また、この通報は、刑法の秘密漏示罪等の規定に妨げられるものではないことも明記されている。内閣府が2018年に発表した「男女間における暴力に関する調査」によると、一度でも暴力があった女性は31.3%であるが、被害があっても相手と別れた女性は12.6%で、44.5%の女性は、経済的理由や子どものことを考えて別れていない。家庭という密室内の暴力に苦しむ女性たちに寄り添い支援することは公認心理師の重要な役割である。

② 女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)

DV防止法は、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設が「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすように定めている(第3条)。支援センターでは、被害者の相談に応じること、心身の健康回復のために医学的、心理学的な指導を行うこと、緊急時の安全の確保と一時保護、自立生活促進のための情報提供、保護命令制度の情報提供などをを行う。保護命令とは、地方裁判所が被害者の申し立てにより、加害者に対して発する命令で、「接近禁止命令」(6か月間、被害者やその同居する未成年の子につきまとうことや、住居や職場等の近くを徘徊することを禁止する)と「退去命令」(加害者に2か月間住居からの退去を命じるもの)と「電話等禁止命令」(接近禁止命令とあわせて面会の要求や無言電話などの禁止を命じるもの)がある。心理支援がDV防止法上に定められており、公認心理師の活躍が期待されている。

③ 犯罪被害者支援

犯罪被害者等基本法(2004年成立)によると、「犯罪被害者等」とは、「犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者およびその家族または遺族」と定義されている。殺人や暴行などの他、広義には戦争やテロ、大規模事故や交通事故、地震や台風などの自然災害、薬害、公害、冤罪、詐欺、医療過誤、DVや児童虐待、いじめやハラスメント、差別など、その範囲は非常に広く、性犯罪被害など、警察に届け出がなされていない被害も多く含まれる。被害を受けると、日常生活は一変し、安心感や安全感、信頼感が失われ、怒りや悲しみ、絶望感などの感情に圧倒され、コントロールできない思いに苦しむこともある。今まで全く無縁であった司法手続きに関わることになる他、裁判費用、医療費、転居費用等多額の経済的負担を強いられたり、休職や、退職せざるを得ないこともある。周囲から落ち度を責められたり、安易に励まされたりすることは、二次被害と呼ばれ、被害者をさらに苦しめ、社会生活全般の機能が低下することもある。被害者が再び平穀に暮らすことができるよ

発達障害／ペアレント・トレーニング ——ペアレント・トレーニングに参加し 問題への対応を学んだ保護者

事例提示

子どもの状況 小学校の通常学級2年生の男児（A）、「自閉スペクトラム症の疑い（未診断）」。

幼児期、児童発達支援センターで就学まで週1回の療育グループに参加し、療育と幼稚園の指導が功を奏して集団での逸脱行動は消失した。しかし小学校の2年生になって他児を押し倒すなどの乱暴な行為が生じ、家で学校のことを母親が問いただすと自分の手を血が出るほど噛むようになった。

子どもの状態に対する母親の認識 母親はAの発育に乳児期から違和感を抱いていた。1歳6か月児健診ではとくに発達の問題を指摘されなかつたが、インターネットの発達障害関連のサイトに記載されている症状がAの状態と酷似していることから、母親は発達障害を疑うようになった。3歳児健診で地域の療育センターを紹介され、「自閉スペクトラム症の傾向があるかもしれない」と伝えられたが、Aが幼稚園でしだいに集団に馴染み、就学後も問題なく過ごせたことから、母親は発達障害をとくに意識しなくなっていた。

ペアレント・トレーニングへの参加に至った経緯 小学校2年生になって前述したような衝動的な暴力や自傷行為が生じ、母親は診断のために受診すべきかどうかを迷い、以前、療育施設で担当だった心理職に相談を行った。そこでペアレント・トレーニングという支援があることを知り、心理職から参加を勧められ、地域の相談機関が主催するペアレン

ト・トレーニングに参加することとなった。

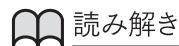
ペアレント・トレーニング参加による母親の変化 母親が参加したペアレント・トレーニングは、子どもに発達障害がある保護者がグループで子どもへの対応の仕方を学ぶものであった。メンバーは固定され、プログラムは数回のセッションで講義と家庭での実践で構成されていた。最終回の母親の感想には、参加によって起きた自らの変化が次のように記載されていた。

「初回から自分と同様の悩みを抱えている他の参加者に親近感を感じた。ホームワークの実践はたいへんだったが、与えられる課題が成功したときには小さな達成感が得られた。Aの乱暴はことばで気持ちを伝えることができないという発達の特徴が影響していることがわかった。子どもが発達障害かどうかの診断にこだわった時期もあったが、子どもの問題行動を冷静に観察して対応することが大切なことを学んだ」。



チェック

1. 発達障害のペアレント・トレーニングの特徴や基礎となっている理論は何か。
2. 保護者にペアレント・トレーニングへの参加を促す際に支援者は何を考慮すべきか。
3. ペアレント・トレーニングに参加することで保護者に変化が起きるのはなぜか。



読み解き

1. 発達障害のペアレント・トレーニングの基礎と特徴

ペアレント・トレーニングは、専門家の指導と協力のもとに医療や心理学の理論と技法を保護者が学び、子どもへの接し方を改善す



① 子どもの成長と発達障害

Q ある母親が発達障害についてインターネットで検索をしたところ、「多動・衝動性」「オウム返し」「クレーン現象」など、子どもに発達障害に当たはまることが多く、不安になったと相談があった。1歳6か月児健診で保健師からも「様子を見ましょう」と言われたとのこと。どうこたえるべきか。

A ネット社会となった昨今、様々な環境要因や社会情勢も伴い、“発達障害”という言葉が一人歩きをしているように思われる。発達障害か否かを判断するのは児童精神科の医師が、保護者の聞き取りや本人との面接、本人を取り巻く環境の情報などを総合して判断するものであり、インターネットが診断するものでも、公認心理師が診断するものでもない。また、“早期療育の必要性”も同じくらい一人歩きをしているように感じられる。1～2歳児の段階では成長の個人差も多く見られ、色々なものに興味を持ち始めて動きが多くなる子どももいれば、言葉が出始めて様々なマネっこをして言葉のやりとりを楽しんで学習を積み重ねている段階の子、要求や意思伝達の手段としてクレーンを使い出しているなど、個人差の範囲内で見られる可能性も考えられる。

保健師もこのような個人差から来る成長の緩やかさと判断したため、「様子を見ましょう」と答えたのかもしれない。その場合は、どのように様子を見ていいか、次の成長につながる関わりをその場で相談しておけるとよい。しかし、質問者の母親は、普段の子育ての中で、インターネットで検索をしなければならないほど気になる、“わが子の違和感”を感じている部分があるのだと考えられるので、その違和感がある場合は、地域の発達相談室などに連絡を入れて、実際に子どもを見てもらいながら、母親の不安な気持ちを相談していくとよいと思われる。



② 発達相談室でのプレイセラピー

Q 発達相談室で相談を受けていると、発達障害の特性よりも、家族関係などからくる情緒的な問題として適応が悪くなっている子どもが来る場合がある。保護者が他機関でのプレイセラピーを受ける意識がない場合に、どう面接を進めていくとよいか。

A 相談の中には、発達的な特性からくる問題行動ではなく、家族関係等の影響から発達障害の特性と一致するような問題行動を示しているケースがある。質問者がいう通り、他機関へのリファーをしていくこと、そのために母親と面接をして、なぜその必要性があるのかを整理していく、目的意識を明確にしていくとよいと思われるが、適切なリファー先が無い場合やクリニックや大学の心理教育相談室等へ面接を受けに行くこと自体に抵抗を示される場合が多い。そのような時は、所属機関で相談を請け負うことになるが、どのような面接方向で進めていくのがよいか、面接の目的をどこに置くかなどについては、所属先のスタッフ間で話し合うことが大切である。

プレイセラピーの設備が十分でない相談室でセラピーを行う場合は、セラピストや施設自体を治療的な枠組みとして機能させながらセラピーを進めていくとよい。就学などのタイミングで相談が終了が多いことも考慮し、プレイセラピーを終える時期などについて事前に見通しをつけておく必要もある。親担当の面談進捗状況について情報共有しながら、改めて保護者にプレイセラピーの有効性と必要性を伝えていくことが大切である。